

訪問介護人材等確保対策事業 Q&A

No.	カテゴリ	質問	回答
1	OJT研修	既に資格（介護福祉士等）を持つ職員や、施設・通所介護等で働いていたが初めて訪問介護をする職員は対象になるか。	「初めて訪問介護業務」をにに従事するという要件を満たせば対象となります。
2		既に退職してしまった職員に対してOJT研修を行った費用は補助の対象になるか。（4月に採用したが、6月に退職してしまった）	申請時点で退職している職員に対しての研修費用は対象外です。
3	受講料	他事業との併給は可能か。	他事業との併給はできません。
4		1人で複数研修を申請することは可能か。	1名で複数の研修を受講するとして申請可能です。ただし、補助金額の上限は50千円となります。
5		資格取得後に兼務で訪問介護に従事する予定の職員の受講料を申請することは可能か。	初めて訪問介護に従事する予定であれば対象となります。
6		テキスト代・送料は補助の対象になるか。	研修受講に必須のテキスト代・送料・実習費（損害保険も含む）は受講料としてご申請いただけます。
7	代替職員	代替職員の経歴・資格に要件はあるのか。	訪問介護員として勤務できる資格を有している方が対象となります。
8		当初から正規職員として採用する予定の方を代替職員に充てることができるか。	当初から正規雇用する予定の職員をこの事業に充てることはできません。
9		代替職員には、補助基準額のとおり給与を支払わなければならないか。	代替職員には補助基準額のとおり給与を支払う必要はなく、事業所の勤務条件に合わせて支給して構いません。 その場合、代替職員の人件費として充当できる額は、代替職員の雇用期間に依りて補助要綱に記載している金額が上限となります。 また、代替職員の人件費に充当した額が前記上限額を下回る場合は、当該充当額を補助金として支払います。
10		雇用期間の終期は、本事業完了日と合わせなければならないのか。	必ずしも雇用期間の終期を本事業完了日と合わせる必要はありませんが、補助金を充当できるのは、本事業完了日までの給与となります。
11		年休の付与や解雇の場合の1ヶ月前通告など、労働基準法に基づいて行えばいいのか。	そのとおり。
12		勤務時間とは拘束時間か、実働時間か。休憩時間は含まれていないと考えるのか。	勤務時間とは実働時間であり、休憩時間は含まれていません。休憩時間については労働基準法に基づいて取得するようお願いします。
13		代替職員の休みの日に現任職員を研修に参加させた場合も、研修派遣延日数として数えてよいのか。	数えて構いません。
14		天災等不可抗力によると認める場合とは、どのようなケースか。	地震・台風などによる自然災害や交通機関の大規模なストライキ、新型インフルエンザの集団発生などです。
15		当初代替職員として雇用した者が離職した後に、新たに代替職員を雇用した場合の雇用の通算はどのようにするのか	①雇用期間が連続する場合 →暦に従って計算する。 （例）Aの雇用期間：10/16～12/10 Bの雇用期間：12/11～3/3 4月と16日 ※雇用期間の間に事業所の定休日挟まり、その結果不連続となる場合は、雇用期間が連続しているものとみなす。 ②雇用期間が不連続で、雇用期間に1月末満の端数がある場合 →暦に従って計算する。 （例）Aの雇用期間：10/16～11/15 Bの雇用期間：12/8～3/15 1月+3月と8日＝4月と8日 ③雇用期間が不連続で、雇用期間1月末満の端数がある者が2人以上の場合 →1月末満の端数を合計した日数が30の倍数に達することに1月と数える。 （例）Aの雇用期間：10/3～10/23 Bの雇用期間：11/8～1/26 Cの雇用期間：2/1～3/21 21日+2月と19日+1月と21日 ＝3月と61日→5月と1日

16	代替職員	「現任職員の研修派遣延日数が代替職員の雇用期間中にその勤務日数の4分の1以上」という要件を満たせそうになく、天災等の不可抗力にも当たらない場合 ①代替職員の雇用期間のうち、当該要件を満たせる期間だけに交付決定額を変更することは可能か。 ②代替職員の雇用期間のうち、当該要件が満たせる期間だけの人件費を実績報告し、その分精算払いを受けることは可能か。 ③代替職員との間で雇用条件を変更し、以降の勤務日数を調整してもよいのか。	①②不可 ③1日あたり平均3時間以上勤務することという事業の要件を満たせば可能である。なお、雇用通知書等により雇用条件の変更を明確にしておくこと。
17	経営改善の専門家の活用	「経営改善の支援」について、具体的にどのような場合にかかる経費を想定しているのか。	事業者が新規加算取得等の経営改善を図るために、社会保険労務士等の専門家への相談を行った場合にかかる相談料等を想定しています。
18		「経営改善の支援」について、各種加算の新規取得のため、臨時職員を雇用し、委託せずに直営で実施する場合は対象となるのか。	直営で実施する場合も対象となりますが、新たに臨時職員を雇用する場合に限り対象とし、既存の職員に賃金等に充てるのは対象外とします。
19	介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	外部団体等へHP等の作成を依頼する場合や、外部の広報サービスを利用する場合の費用も補助対象となるか。	いずれも補助対象となります。
20		宣伝チラシの印刷経費とともに、チラシを配布するポスティング経費も補助対象になるか。	宣伝チラシ作成費は印刷製本費として、ポスティング経費は役務費（手数料）として、補助対象になります。
21		地元新聞等への求人広告掲載料は対象となりますか。	求人広告掲載料は対象となります。 なお、対象となるのは、広告掲載やチラシ作成、ホームページ開設など、広報活動に要する経費であって、人材紹介会社に対する紹介料など、採用活動に要する経費は対象とはなりません。
22		訪問介護以外の職種やサービスの広報は補助対象となるのか。	対象外です。訪問介護員や訪問介護サービスの利用者確保を目的とした広報活動のみが対象です。
23		自社のHPには介護以外の事業についても記載があるが、介護に関わる部分のHP改修しか補助対象にならないのか。	事業所が介護人材や利用者の確保のために行うホームページの開設・改修に係る経費や広報宣材（リーフレット、チラシ等）の作成・印刷等の広報に要する経費が対象です。補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは対象外です。